

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東洋証券株式会社		コード	8614
提出日	2020/6/4	異動(予定)日	2020/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外監査役伊藤逸朗氏の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	小林 裕紀子 (公認会計士・税理士登録名 藤川 裕紀子)	社外取締役	○													○		有
2	谷本 道久	社外取締役	○															有
3	田中 秀和	社外取締役	○															有
4	伊藤 逸朗	社外監査役	○														新任	有
5	細田 信行	社外監査役	○															有
6	塚本 誠	社外監査役	○															有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	説明すべき該当事項はない。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」第11条第1項第4号に定める別紙「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断した。
2	社外取締役の谷本道久氏は、当社の株主および取引先である住友生命保険相互会社の出身者である。 当社は、同社から有価証券の売買取引の受注および生命保険代理店契約に基づく手数料を受け取っているが、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当しない。 当社は、同社の保険に加入し保険料等を支払っているが、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当しない。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」第11条第1項第4号に定める別紙「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断した。
3	社外取締役の田中秀和氏は、当社の取引先である三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の出身者である。 当社は、同社傘下である三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券から有価証券の売買取引を受注し、手数料を受け取っているが、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当しない。 また、当社は、同社傘下である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、有価証券の売買取引に伴う手数料相当額を支払っているが、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当しない。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」第11条第1項第4号に定める別紙「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断した。
4	社外監査役伊藤逸朗氏は、当社の株主および取引先である三菱UFJ信託銀行株式会社の出身者である。 当社は、同社から有価証券の売買取引を受注し、手数料を受け取っているが、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当しない。 当社は、同社と株式事務代行委託契約等を締結し、同契約に基づく手数料を支払っているが、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当しない。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」第11条第1項第4号に定める別紙「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断した。
5	社外監査役細田信行氏は、当社の取引先である株式会社ヨンドシーホールディングスならびに同社の企業グループに属する株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツおよび株式会社アスティの出身者である。 当社は、株式会社ヨンドシーホールディングスの幹事証券会社の1社であるが、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当しない。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」第11条第1項第4号に定める別紙「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断した。
6	社外監査役塚本誠氏は、当社の株主および取引先である株式会社広島銀行の出身者である。 当社は、同社から有価証券の売買取引を受注し、手数料を受け取っているが、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当しない。 また、同社からの借入金に対し利息を支払っているが、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当しない。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」第11条第1項第4号に定める別紙「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断した。

4. 補足説明

「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」に定める「社外役員の独立性に関する基準」については、ホームページに公表している。 (http://www.toyo-sec.co.jp/company/corporate_governance/policy/pdf/governance_guideline.pdf)
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。